

平成29. 6. 1 制定

改正 令和 2. 4. 1 令和 4. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学における教育，研究，社会貢献及びその他の大学運営等に関する広報活動を積極的かつ戦略的に行うため，学長の下に，国立大学法人群馬大学広報本部（以下「広報本部」という。）を置く。

(業 務)

第2条 広報本部は，次の各号に掲げる業務（大学教育・学生支援機構アドミッションセンター（以下「アドミッションセンター」という。）及び学生受入課の所掌するものを除く。）を行う。

- (1) 広報（基金広報を含む。以下同じ。）全般の総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 広報の方針，戦略の策定に関すること。
- (3) 方針に基づく企画，立案及び実施に関すること。
- (4) 広報に係る学内外への情報発信及び報道対応等に関すること。
- (5) 教職員の広報に係る意識啓発に関すること。
- (6) 学生の愛校心の啓発に関すること。
- (7) 各種情報媒体を活用した情報発信の企画，立案及び実施に関すること。
- (8) 広報に係る情報収集・分析に関すること。
- (9) その他広報活動等に関すること。

(部会の設置)

第3条 広報本部に，必要に応じて部会を置くことができる。

2 前項に掲げる部会に関し必要な事項は，別に定める。

(広報本部)

第4条 広報本部に，次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- (4) 本部事務職員
- (5) その他本部長が必要と認める教職員

(本部長)

第5条 本部長は，理事のうち学長が指名する者をもって充てる。

2 本部長は，広報本部の業務を掌理する。

3 本部長の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，欠員を生じた場合は，前任者の残任期間とする。

(副本部長)

第6条 副本部長は，本部員から本部長が指名する者をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐するとともに、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

3 副本部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(本部員)

第7条 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 各学部の広報全般を担当する教員 各1名
- (2) アドミッションセンター副センター長 (高大連携・学生募集広報担当)
- (3) 総務部総務課長
- (4) 研究推進部総合情報メディアセンター課長
- (5) その他本部長が必要と認める教職員

(本部事務職員)

第8条 本部事務職員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務部総務課職員 (広報担当)
- (2) 各学部の広報全般を担当する事務職員 各1名
- (3) その他本部長が必要と認める教職員

(本部会議)

第9条 広報本部の円滑な運営を図るため、群馬大学広報本部会議 (以下「本部会議」という。) を置く。

2 本部会議は、第2条各号に掲げる業務の遂行に関し必要な事項を審議する。

3 本部会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- (4) その他議長が必要と認める教職員

4 本部会議に議長を置き、本部長をもって充てる。

5 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を本部会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(協力体制)

第10条 広報本部は、学生募集に係る広報について、アドミッションセンターと協力する。

(事務)

第11条 広報本部の事務は、関係部課等の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、役員会の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年6月1日から施行する。

- 2 この規程施行後，最初に委嘱される本部長の任期は，第5条第3項の規定にかかわらず，平成31年3月31日までとする。
- 3 この規程施行後，最初に委嘱される副本部長の任期は，第6条第3項の規定にかかわらず，平成31年3月31日までとする。
- 4 群馬大学広報推進室規程（平成26年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は，令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は，令和4年4月1日から施行する。
- 2 群馬大学広報本部学生受入部門内規（平成29年6月1日制定）は廃止する。
- 3 群馬大学広報本部一般広報・基金部門内規（平成29年6月1日制定）は廃止する。